

第2期くるめ子どもの笑顔プランの中間総括

1 【基本目標1】安心して生み育てられる環境づくり

(1) 成果指標の現状値

成果指標	評価指標	基準値 (R1)	現状値			
		目標値 (R6)	R2	R3	R4	R5
子育てしやすいまち と思う人の割合	久留米市民意識調査 による数値	75.0%	— (※1)	77.9%	72.5%	72.2%
		80.0%				
待機児童数	各年度4月1日時点 における待機児童数	54人	65人	35人	7人	0人
		0人				

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりアンケート調査中止。

(2) 令和2年度から5年度までの取組状況

①妊娠・出産に対する支援

コロナ禍で外出を控えたり、訪問に抵抗を感じる妊産婦の孤立を防ぐため、支援が受け入れやすい環境づくりを行った。また、コロナ禍で社会や経済への影響がある中でも、経済的な負担軽減にも取り組みながら、安心して出産・育児ができる環境づくりに努めた。

[主な取組]

- ・妊娠出産支援特別給付金（子ども1人5万円）【R2】
- ・支援が必要な家庭への育児用品配布【R3～】
- ・新型コロナ感染症対策として産後ケア実施医療機関への感染防止対策用品配布【R2～5】
- ・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査費助成【R2～5】
- ・妊娠出産応援給付金（子ども1人5万円）【R3～4】
- ・出産・子育て応援伴走型相談支援事業【R4～】
- ・出産・子育て応援給付金（妊婦1人5万円、出産した子ども1人5万円）【R4～】
- ・不育症検査費・治療費助成【R4～】
- ・マタニティ交流会【R3～】

②切れ目のない子育て支援サービスの充実

コロナ禍における子育てを取り巻く環境変化の中でも、切れ目なく子育て支援サービスが受けられる環境づくりや、新型コロナウイルス感染症対策を

講じ、利用者が安心・安全に使うことができる環境づくりに努めた。

また、市民が利用しやすい環境を整えることで、育児と保護者の就労の両立を図った。

[主な取組]

- ・学童保育所での長期休業期間中の開所時間前倒し【R 3～】
- ・オンライン相談や子育て支援に関する動画配信【R 3～】
- ・子育て支援拠点施設での新型コロナウイルス感染症対策【R 2～4】
- ・スマートフォンアプリ等を活用したオンライン相談【R 2～】
- ・子育て応援動画の配信【R 4～】
- ・コロナ禍で安定運営するための病児保育事業費補助の見直し【R 3～4】
- ・病児保育事業の近隣市町村との広域利用調整【R 4～】
- ・子育て短期支援事業の拡充（親子入所等支援の開始）【R 5～】

③教育・保育サービスの充実

市中央部での受け皿確保や教育・保育ニーズの分散、保育人材の確保に努め、待機児童解消を図った。また、医療的ケアが必要な児を受け入れるため、体制整備を引き続き行った。

[主な取組]

- ・小規模保育事業所（2か所）の開設【R 3～】
- ・送迎保育ステーション事業の送迎先施設拡充【R 3～】
- ・幼稚園・保育所から認定こども園への移行支援【R 2～】
- ・保育士確保のための合同就職説明会【R 4】
- ・公立保育所での医療的ケア児の受入【R 2～】
- ・市立高校生（久留米商業高校・南筑高校・三井中央高校）に対して職業としての保育士の魅力を発信する出前授業【R 5～】

④子育てに関わる経済的負担の軽減

コロナ禍や物価高騰等の影響を踏まえて、市独自の給付金や医療費の助成などを行い、子育てに関わる経済的負担の軽減に努めた。

[主な取組]

- ・子育て世帯への臨時特別給付金（子ども1人1万円）【R 2】
- ・子育て世帯等臨時特別支援事業（子ども1人10万円）【R 3】
- ・くるめっ子応援給付金（子ども1人1万円）【R 4～5】
- ・子ども医療費の拡充（中学生の通院の自己負担限度額の減額）【R 3～】
- ・子ども医療費の拡充（未就学児の通院・入院、小中学生の入院の無償化）【R 5～】
- ・ひとり親家庭等医療費及び重度障害者医療費の拡充（小中学生の入院の無償化）【R 5～】

- ・児童扶養手当と障害年金の子の加算部分の差額が受給できるよう制度見直し【R 3～】
- ・大雨等により被災された世帯の保育料・学童保育所利用料の減免【R 3～】
- ・病児保育利用料の無償化【R 5～】

(3) 今後の課題と取組の方向性

成果指標の「子育てしやすいまちと思う人の割合」は基準値を下回っており、主な子育て世代である30歳代からの評価が特に低い。一方、「待機児童数」は、施設定員数の増加及び利用希望者数の減少によって、現時点では目標値に達している。

また、コロナ禍や物価高騰等の影響によって、子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

更には、保護者の就労形態の多様化など社会環境が変化する中で、子ども・子育てに関するニーズに対応する体制の整備が必要となっている。

こうした中、子どもを生み育てることに喜びを感じることが出来る社会づくりに向け、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく寄り添うことで、子育ての負担感や不安感を緩和することが求められている。

また、福祉サービス提供を担う人員の確保や経済面・健康面で課題を抱えた保護者への子育て支援を必要とするケース増への対応は重要な課題である。

2 【基本目標2】 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(1) 成果指標の現状値

成果指標	評価指標	基準値 (R1)	現状値			
		目標値 (R6)	R2	R3	R4	R5
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	市政アンケートモニター「くるモニ」による数値	40.8%	— (※1)	43.1%	37.3%	58.9% (※2)
		50.0%				
子育て中の人が地域で交流できる場所の数	各年度4月1日時点における設置数	42 か所	42 か所	42 か所	42 か所	42 か所
		58 か所				

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりアンケート調査中止。

※2 令和5年度より調査手法を市民意識調査に変更

(2) 令和2年度から5年度までの取組状況

①地域で子育てを支え合う活動の促進

地域や子ども・子育て支援活動に取り組む団体等と連携し、妊娠期から子育て中の保護者同士が交流する場の提供や、保護者同士が身近で気軽に相談

し合う環境づくりを支援するなど、子育てを支え合う活動の支援を引き続き行った。

②地域での交流の場や居場所づくりの推進

コロナ禍が長期化し、対面での交流が難しい中でも、新型コロナ感染拡大防止対策を行い、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流の場を継続的に提供し、子育て家庭の孤立防止を図った。

〔主な取組〕

- ・ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業を全市域に拡充【R 4～】
- ・子育て支援拠点施設での新型コロナウイルス感染症対策【R 2～4】
(再掲)
- ・マタニティ交流会【R 3～】(再掲)

③子育てと仕事の両立の促進

市内企業を対象に、働き方改革や両立支援などについて啓発するためのセミナーを開催し、誰もが働きやすい職場環境づくりへの理解促進を図った。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の啓発・人材育成等のための講座を実施し、多様な働き方とともに新しい価値を創出する企業への転換に向けた企業意識の変革に取り組んだ。

〔主な取組〕

- ・ワーク・ライフ・バランス促進のためのセミナー【R 2～R 5】
- ・DXの啓発・人材育成等のための講座【R 3～R 4】

④結婚や子育てに関する啓発の強化

子育て中の保護者等が必要な情報を入手しやすい環境整備を行った。また、若い世代が仕事や結婚・子育てなどのライフプランを考える機会を提供するセミナーを開催し、引き続き結婚や子育てに対する意識向上を図った。

少子化対策の一環として、結婚を希望する若い世代の出会いの場の提供や住居に関する経済的支援を行った。

〔主な取組〕

- ・市公式HPの子ども・子育てページのリニューアル【R 3～】
- ・公式フェイスブックでの情報発信【R 4～】
- ・若い世代を対象としたライフプランセミナー【R 2～3】
- ・魅力アップセミナー・出会い応援イベント【R 5～】
- ・結婚新生活支援補助金【R 5～】

(3) 今後の課題と取組の方向性

成果指標の「ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合」は基準値を上回ったものの、結婚や子育てといったライフステージを迎える30歳代における評価が低い傾向は変わらない。また、「子育て中の人」が地域で交流できる場所の数」は、コロナ禍の影響もあり設置数は増えてい

ない。

コロナ禍で悪化した雇用情勢は好転してきたが、物価高騰等の影響もあり、子育て世帯を取り巻く環境には厳しさがみられる。一方、育児休業制度に産後パパ育休が創設されるなど、子育てと仕事の両立を支援する環境整備は進んでいる。

このような状況を踏まえ、子育てと仕事の両立に関する制度の周知や、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の表彰等、誰もが働きやすい職場環境づくりが促進されるよう取り組んでいく。

また、必要な情報をどこからでも入手できる環境整備を図り、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供を行い、継続支援に努める。

更には、子どもや子育て家庭の孤立を防ぐため、地域や団体等との連携・協働した取組を行い、地域での交流の場や居場所を確保しながら、子ども・子育てを支え合う環境づくりを進めていくことが必要である。

3 【基本目標3】 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

(1) 成果指標の現状値

成果指標	評価指標	基準値 (R1)	現状値			
		目標値 (R6)	R2	R3	R4	R5
自分にはよいところがあると思う児童の割合	教育委員会が毎年度6月に実施する久留米市学力実態調査による数値	小学6年 ▲3.8% (市 77.4% —全国 81.2%)	— (※2)	▲5.9% (71.0% —76.9%)	▲4.5% (74.8% —79.3%)	▲6.4% (77.1% —83.5%)
		中学3年 ▲6.3% (市 67.8% —全国 74.1%)	— (※2)	▲5.1% (%71.1 —76.2%)	▲4.3% (74.2% —78.5%)	▲0.6% (79.4% —80.0%)
		小中学校ともに 全国平均以上				
子どものいる生活困難世帯の割合	子どもの生活実態調査による数値 (※1)	22.1%	—	—	—	(19.4%) (※3)
		19.6%				

※1 基準値は平成29年度。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により市及び全国の学力生活実態調査中止。

※3 久留米市子どもの生活実態調査は令和6年度実施（速報値）。

(2) 令和2年度から5年度までの取組状況

①きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

多胎妊婦・多胎児、ひとり親家庭、発達に課題がある子ども、障害児、外国人など、孤立したり、支援が届きにくかったりする家庭に対して、コロナ禍においても継続して支援に努めた。

[主な取組]

- ・多胎児の子育て世帯への健診等サポートを実施【R2～】
- ・多胎妊婦の妊婦健康診査回数の上乗せ【R3～】
- ・ひとり親家庭の集中相談会の実施【R4～】

- ・養育費の取り決めに関するセミナーや個別相談会【R 4～】
- ・多胎妊産婦マイサポーター事業の実施【R 5～】
- ・ひとり親サポートセンターの相談体制の拡充（養育費相談、LINE相談）【R 4～、R 5～】
- ・幼児教育研究所での療育や個別訓練の継続実施【R 2～】
- ・短期入所・レスパイト事業での医療的ケア児への利用拡大【R 4～】
- ・外国人の妊娠・出産に係る手続きでの多言語対応【R 4～】
- ・子どもの笑顔給付金（多子・多胎1世帯3万円、障害のある子ども1人5万円）【R 3】

②子どもの貧困対策の推進

コロナ禍でより困難な状況に置かれた生活困窮世帯等に対して、食事の提供や経済的支援などを継続的に取り組んだ。

【主な取組】

- ・子ども食堂への補助金の制度拡充（試行的実施への補助、補助単価の増額）【R 4～】
- ・ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業を全市域に拡充【R 4～】（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカー拠点校配置（モデル事業）【R 3～】
- ・低所得の子育て世帯への給付金【R 3～】
- ・養育費確保支援事業【R 3～5】
- ・ひとり親家庭支援給付金（子ども1人1万円）【R 2】
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金（1世帯5万円、第2子以降1人3万円）【R 2】※2回支給

③児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童等の早期発見や適切な保護・支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行った。

子どもの権利について学び、子どもが自ら相談する力の育成を図ることを目的に小学校等で子どもワークショップを実施、併せて教職員にも研修を実施し、多様化・複雑化する児童虐待問題への対応及び未然防止に取り組んだ。

また、育児用品等の配布をきっかけに相談・支援につながりやすい関係性を作り、児童虐待の未然防止を図った。

【主な取組】

- ・子どもの権利等啓発事業【R 3～】
- ・支援対象児童等見守り強化事業【R 2～】
- ・子育て支援訪問事業【R 4～】
- ・養育環境改善家事援助事業の拡充（支援内容及び対象者の拡充）【R 5～】

- ・子どもの権利等に関する地域向け研修の実施【R 3～】
- ・支援が必要な家庭への育児用品配布【R 3～】（再掲）

④困りごとを抱える子どもへの支援

コロナ禍での環境変化により、子どもの様々な困りごとの解決に向け、困り感を抱えている子どもの早期発見、早期対応を行った。併せて、SOSの出し方等を学ぶ取組も実施した。

また、子どもや若者自身が抱える様々な困りごとの解決に向け、相談窓口を設置し、支援に取り組んだ。

【主な取組】

- ・SOSの出し方教育の実施【R 3～】
- ・保護者等を対象とした子育て応援動画の配信【R 4～】
- ・スクールソーシャルワーカー拠点校配置（モデル事業）【R 3～】
- ・ヤングケアラー相談・支援窓口の設置【R 4～】
- ・若者相談窓口の設置【R 4～】

（３）今後の課題と取組の方向性

成果指標の「自分にはよいところがあるとおもう児童の割合」は、令和2年以降、小・中学生共に全国値に届いてはいない。また、「子どものいる生活困難世帯の割合」に関しては、目標値は達成したが、近所の人との付き合いがない子どもの割合は増加しており、孤立化が進んでいるものと推測する。

コロナ禍による社会情勢や家庭環境の急激な変化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、ヤングケアラー、子どもの貧困、子どもの発達面の課題など子どもが抱える困りごとが多様化しており、支援体制の強化に伴う人員確保が急務となっている。また、困りごとを抱える子どもの家族の負担を軽減するための支援も必要である。

こども基本法の理念を踏まえ、子どもや若者など当事者の声に耳を傾け、子どもの視点に立った、取組を進めていく必要があり、関係機関や支援団体等と緊密に連携し、支援体制の維持・強化を図るほか、支援者の専門知識向上に向けた人材育成を行い、より細やかな支援を行っていく必要がある。